

職域スポーツ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、スポーツの実施率が低いビジネスパーソン向けの運動習慣づくりを行い、スポーツ実施率の向上を図るため、事業所内においてスポーツ活動を実施しているクラブ、サークル、同好会等（以下「クラブ」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象は、事業所内のクラブで、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 事業所が三島市内にあること。
- (2) 身体活動を伴うクラブであること。
- (3) 会員が三島市民1名以上を含む5名以上であること。
- (4) クラブとして平均月2回以上の身体的な活動を実施していること。
- (5) 事業所の代表者が、組織内のクラブと認定していること。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、1クラブにつき補助対象経費の2分の1とし、2万円を限度とする。

(補助対象経費の範囲)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設利用料
 - (2) 用具購入費
 - (3) 大会参加料
 - (4) その他活動にかかる直接的な経費（飲食にかかる経費は除く。）
- 2 前項第4号については、事前に事務局（スポーツ推進課）と対象経費の可否について協議すること。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて7月末日までに提出しなければならない。

(1) 活動計画書

(2) 予算書

(3) クラブの会員名簿

- 2 1事業所につき、3クラブを上限とする。（事前に事業所内で補助金申請クラブを調整すること。）

(交付の決定)

第6条 申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるものについては、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(報告)

第7条 決定通知書を受けた者は、交付決定の翌年4月15日までに補助事業完了報告書（様式第4号）を作成し、次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

(1) 支出負担行為書（請求書）

(2) 活動報告書

(3) 決算書

- 2 前項第2号の規定による活動報告書には、事業所の代表者に活動の証明を受けること。

(交付)

第8条 前条による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるものについては補助金を交付する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、当該補助金取扱課が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。